

2014年11月26日

## 中小企業の支援及び産学連携について

相澤英孝

## 1. 中小企業の支援

① 中小企業は経営資源も限られているので、中小企業に相応しい知財戦略が必要である。権利行使の難しい特許権や保護の負担の大きい営業秘密ばかりではなく、権利行使が容易である商標権、意匠権をも活用した知財戦略を考えるべきである。

中小企業にとっては、出願ばかりでなく、年金の負担も大きいので、年金にも配慮をすることが必要である。

中小企業にとって活用しやすい意匠法の現代化は遅れている。①ユーザ・インターフェイスを保護の対象に含めるなどの時代に応じた改正、②複数の物品や複数の意匠を一つの出願にできるような制度の効率化に資する改正をすることによって、最低限、米欧なみの制度にする必要がある。さらに、中小企業を見据えた充実が望まれる。

② 地方の地理的名称が公的機関によって、実効性を持って保護されることは、地方の中小企業の発展のために重要である。特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の適切な実施とともに、工業品についての地理的表示の保護立法を考えるべきである。

③ 勝訴率も低く、損害賠償額が些少な訴訟の現状では、中小企業は弁護士費用も支弁することも難しく、権利保護が不十分とならざるを得ない。特許侵害訴訟等に関する制度を改善することにより、中小企業の保護も充実したものとなる。

④ 知的財産を利用した金融を活発にするためには、金融庁が知的財産を担保とした貸付に関して、規制を緩和すること、政府系金融機関が、積極的に、知的財産を担保とする融資を行うことが必要である。

## 2. 産学連携について

① 地方の大学等と地方の中小企業との産学連携のためには、総合的な支援が必要である。文部科学省、経済産業省、復興庁などが協調して、補助金などの配分を行うことが求められている。

② 産学連携を進めるためには、円滑な技術移転が必要であり、そのためには、技術移転に関する規制の緩和を検討することが必要である。

③ 産学連携組織の充実のためには、その状況を確認することが必要であり、そのためには、文部科学省と経済産業省が同一のガイドラインを作成して、それにより、評価を行うことが望まれる。